

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における鍼灸、徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

[理療基礎実習]

1 目標

理療に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理療施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(3) はり基礎実技実習

ア 刺鍼の方法 イ 刺鍼の手技 ウ 特殊な鍼法

(4) きゅう基礎実技実習

ア きゅう施術の基礎 イ 各種の施灸法とその実際

(5) 理療応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(6) 理療総合実技実習

ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における鍼灸、徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

[理療基礎実習]

1 目標

理療に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理療施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(3) はり基礎実技実習

ア 刺鍼の方法 イ 刺鍼の手技 ウ 特殊な鍼法

(4) きゅう基礎実技実習

ア きゅう施術の基礎 イ 各種の施灸法とその実際

(5) 理療応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(6) 理療総合実技実習

ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎理療学」及び「臨床理療学」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。
- イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて扱うこと。
- イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。
- ウ 内容の(3)のウについては、小児鍼及び皮内鍼を中心に指導すること。
- エ 内容の(4)については、施灸の基本及び各種の施灸法を生徒の視覚障害の状態に応じて具体的に指導し、臨床に生かすことができるようにすること。
- オ 内容の(5)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。
- カ 内容の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理療学」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

[理療臨床実習]

1 目標

理療に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際 ウ カルテの記載と管理
エ 症例検討 オ 模擬患者との面接実習

(2) 校外実習

- ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎理療学」及び「臨床理療学」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。
- イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて扱うこと。
- イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。
- ウ 内容の(3)のウについては、小児鍼及び皮内鍼を中心に指導すること。
- エ 内容の(4)については、施灸の基本及び各種の施灸法を生徒の視覚障害の状態に応じて具体的に指導し、臨床に生かすことができるようにすること。
- オ 内容の(5)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。
- カ 内容の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理療学」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

[理療臨床実習]

1 目標

理療に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際
ウ 資料の整理と症例検討

(2) 校外実習

- ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、理療従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、実際に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、理療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

[理療情報活用]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、技術的な側面のみならず、理療従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、実際に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、理療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

[理療情報処理]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理療と情報機器の活用

- ア 理療における情報機器活用の目的と意義 イ 個人情報の管理
ウ 理療の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 理療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理療の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理療に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

- イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

- ウ 内容の(3)については、理療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理療

(1) 情報社会とコンピュータ

- ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野
ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

- ア コンピュータの仕組み イ コンピュータの活用
ウ 情報通信ネットワーク

(3) 理療とコンピュータの活用

- ア 理療におけるコンピュータ利用の目的と意義
イ 理療援助の支援システム ウ 理療管理業務の支援システム
エ 地域保健医療情報システム オ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

- イ 内容の(1)及び(2)については、理療に関する題材やデータを用いることなどにより、理療の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

- イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

- ウ 内容の(3)のイについては、理療援助を適切に行うための情報システムの活用について具体的に扱うこと。ウ及びエについては、理療管理業務及び地域保健医療を支援する情報システムの活用状況について理解させるこ

の現場における個人情報管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

[課題研究]

1 目標

理療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。
- (3) 臨床実習の指導に当たっては、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

と。

[課題研究]

1 目標

理療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。
- (3) 臨床実習の指導に当たっては、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 地域や、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第5款 理学療法

第1 目標

理学療法に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理学療法の本質と社会的な意義を理解させるとともに、リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[人体の構造と機能]

1 目標

理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達を系統的に理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 人体の構造

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第6款 理学療法

第1 目標

理学療法に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理学療法の本質と社会的な意義を理解させるとともに、リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[人体の構造と機能]

1 目標

理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達を系統的に理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 人体の構造

ア 解剖学の基礎 イ 系統解剖 ウ 体表解剖
エ 機能解剖 オ 解剖学実習

(2) 人体の機能

ア 生理学の基礎 イ 人体各器官の機能 ウ 運動生理学
エ 生理学実習

(3) 人体の運動

ア 運動学の基礎 イ 身体の運動 ウ 運動学実習

(4) 人間の発達

ア 人間発達の基礎 イ 各期における発達の特徴と評価

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 人体についての理解が、抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、实际的に指導すること。

イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が实际的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を扱うこと。

[疾病と障害]

1 目標

疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 病理学の概要

ア 解剖学の基礎 イ 系統解剖 ウ 体表解剖
エ 機能解剖 オ 解剖学実習

(2) 人体の機能

ア 生理学の基礎 イ 人体各器官の機能 ウ 運動生理学
エ 生理学実習

(3) 人体の運動

ア 運動学の基礎 イ 身体の運動 ウ 運動学実習

(4) 人間の発達

ア 人間発達の基礎 イ 各期における発達の特徴と評価

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 人体についての理解が、抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、实际的に指導すること。

イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が实际的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を扱うこと。

[疾病と障害]

1 目標

疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 病理学の概要

- ア 病理学の基礎 イ 病因 ウ 病変
- (2) 内科疾患
- ア 内科学の基礎 イ 主な内科疾患
- (3) 整形外科疾患
- ア 整形外科学の基礎 イ 主な整形外科疾患
- ウ スポーツ障害・外傷
- (4) 神経内科疾患
- ア 神経内科学の基礎 イ 神経症候学 ウ 主な神経内科疾患
- (5) 精神科疾患
- ア 精神医学の基礎 イ 主な精神科疾患
- (6) 小児科疾患
- ア 小児科学の基礎 イ 主な小児科疾患
- (7) 高齢者の疾患
- ア 老年医学の基礎 イ 主な高齢者の疾患
- (8) 臨床心理学
- ア 臨床心理学の基礎 イ 臨床心理学の応用

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療などを系統的に理解できるよう取り扱うこと。
- イ 内容の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置いて扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(2)については、循環器系、呼吸器系、代謝系に重点を置いて扱うこと。
- イ 内容の(3)については、救急の一般や消毒法の概要についても扱うこと。
- ウ 内容の(4)のイ及びウについては、理学療法に関係の深い中枢神経疾患及び末梢神経疾患に重点を置いて扱うこと。
- エ 内容の(7)のアについては、嚥下^{えんげ}の仕組みについても扱うこと。

- ア 病理学の基礎 イ 病因 ウ 病変
- (2) 内科疾患
- ア 内科学の基礎 イ 主な内科疾患
- (3) 整形外科疾患
- ア 整形外科学の基礎 イ 主な整形外科疾患
- ウ スポーツ障害・外傷
- (4) 神経内科疾患
- ア 神経内科学の基礎 イ 神経症候学 ウ 主な神経内科疾患
- (5) 精神科疾患
- ア 精神医学の基礎 イ 主な精神科疾患
- (6) 小児科疾患
- ア 小児科学の基礎 イ 主な小児科疾患
- (7) 高齢者の疾患
- ア 老年医学の基礎 イ 主な高齢者の疾患
- (8) 臨床心理学
- ア 臨床心理学の基礎 イ 臨床心理学の応用

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療などを系統的に理解できるよう取り扱うこと。
- イ 内容の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置いて扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(3)については、救急の一般や消毒法の概要についても扱うこと。
- イ 内容の(4)のイ及びウについては、理学療法に関係の深い中枢神経疾患及び末梢神経疾患に重点を置いて扱うこと。

オ 内容の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを扱うこと。

[保健・医療・福祉とリハビリテーション]

1 目 標

保健・医療・福祉の体系及びリハビリテーションについて理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 保健・医療・福祉の体系

ア 保健・医療・福祉の概要 イ 各種の保健・医療・福祉制度

(2) リハビリテーション

ア リハビリテーションの概要 イ 主要疾患のリハビリテーション

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後、リハビリテーション治療の概要を扱うこと。

[基礎理学療法学]

1 目 標

理学療法の概要を理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理学療法の概要

ウ 内容の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを扱うこと。

[保健・医療・福祉とリハビリテーション]

1 目 標

保健・医療・福祉の体系及びリハビリテーションについて理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 保健・医療・福祉の体系

ア 保健・医療・福祉の概要 イ 各種の保健・医療・福祉制度

(2) リハビリテーション

ア リハビリテーションの概要 イ 主要疾患のリハビリテーション

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後、リハビリテーション治療の概要を扱うこと。

[基礎理学療法学]

1 目 標

理学療法の概要を理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理学療法の概要

- ア 理学療法の基礎 イ 職業倫理と職場環境
- ウ 理学療法研究法 エ 疾病・障害の予防に関する指導法
- オ 健康増進に関する指導法

(2) 関係法規

- ア 理学療法士及び作業療法士法 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、症例を提示したり、臨床現場及び福祉施設などの見学を交えたりすることによって、総合的、実的に理解させるよう取り扱うこと。また、理学療法士と他の職種とのチーム医療の大切さについても触れること。

イ 内容の(1)については、統計学、教育学や情報科学などとの関連を図りながら指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて扱うこと。イについては、リハビリテーションに寄与する観点から、医療従事者としての心構えや倫理観について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、「医師法」などの概要を扱うこと。

[理学療法評価学]

1 目標

理学療法評価法に関する知識と技術を習得させ、理学療法を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理学療法評価法

- ア 理学療法評価法の基礎 イ 各種の理学療法評価法
- ウ 理学療法評価法実習

(2) 運動学的評価法

- ア 運動学的評価法の基礎 イ 運動・動作の分析の方法

- ア 理学療法の基礎 イ 職業倫理と職場環境
- ウ 理学療法研究法 エ 疾病・障害の予防に関する指導法

(2) 関係法規

- ア 理学療法士及び作業療法士法 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、症例を提示したり、臨床現場及び福祉施設などの見学を交えたりすることによって、総合的、実的に理解させるよう取り扱うこと。また、理学療法士と他の職種とのチーム医療の大切さについても触れること。

イ 内容の(1)については、統計学、教育学や情報科学などとの関連を図りながら指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、医師法などの概略にとどめて扱うこと。

[理学療法評価学]

1 目標

理学療法評価法に関する知識と技術を習得させ、理学療法を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理学療法評価法

- ア 理学療法評価法の基礎 イ 各種の理学療法評価法
- ウ 理学療法評価法実習

(2) 運動学的評価法

- ア 運動学的評価法の基礎 イ 運動・動作の分析の方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げること。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。
 - イ 「理学療法治療学」及び「臨床実習」との関連を図りながら、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて扱うこと。また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。
 - イ 内容の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを扱うこと。

[理学療法治療学]

1 目標

理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 運動療法

- ア 運動療法の基礎 イ 各種の運動療法
- ウ 各障害に対する運動療法 エ 運動療法実習

(2) 物理療法

- ア 物理療法の基礎 イ 各種の物理療法 ウ 物理療法実習

(3) 義肢装具

- ア 義肢装具の基礎 イ 義肢 ウ 装具
- エ 義肢装具の実習

(4) 日常生活活動

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げること。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。
 - イ 「理学療法治療学」及び「臨床実習」との関連を図りながら、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて扱うこと。また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。
 - イ 内容の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを扱うこと。

[理学療法治療学]

1 目標

理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 運動療法

- ア 運動療法の基礎 イ 各種の運動療法
- ウ 各障害に対する運動療法 エ 運動療法実習

(2) 物理療法

- ア 物理療法の基礎 イ 各種の物理療法 ウ 物理療法実習

(3) 義肢装具

- ア 義肢装具の基礎 イ 義肢 ウ 装具
- エ 義肢装具の実習

(4) 日常生活活動

- ア 日常生活活動の基礎 イ 日常生活活動の評価
- ウ 日常生活活動の訓練及び指導法

(5) 理学療法技術論

- ア 理学療法技術論の基礎 イ 疾患別理学療法治療の方法
- ウ 疾患別理学療法治療の実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて実際に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。
 - イ 内容の(4)については、「地域理学療法学」と関連付けながら指導内容が重複しないよう扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども扱うこと。
 - イ 内容の(5)については、健康増進のための理学療法なども扱うこと。また、診療記録の仕方や管理なども扱うこと。

[地域理学療法学]

1 目標

地域理学療法に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 地域理学療法の概要

- ア 地域理学療法の一般 イ 地域理学療法における理学療法士の役割

(2) 地域理学療法各論

- ア 地域理学療法における生活評価 イ 地域理学療法の実際
- ウ 在宅ケアと生活指導 エ リハビリテーション関連機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 日常生活活動の基礎 イ 日常生活活動の評価
- ウ 日常生活活動の訓練及び指導法

(5) 理学療法技術論

- ア 理学療法技術論の基礎 イ 疾患別理学療法治療の方法
- ウ 疾患別理学療法治療の実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて実際に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。
 - イ 内容の(4)については、「地域理学療法学」と関連付けながら指導内容が重複しないよう扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども扱うこと。
 - イ 内容の(5)については、各種の疾患に対する系統的な理学療法にとどまらず、診療記録の仕方や管理なども扱うこと。

[地域理学療法学]

1 目標

地域理学療法に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 地域理学療法の概要

- ア 地域理学療法の一般 イ 地域理学療法における理学療法士の役割

(2) 地域理学療法各論

- ア 地域理学療法における生活評価 イ 地域理学療法の実際
- ウ 在宅ケアと生活指導 エ リハビリテーション関連機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。

イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、内容が重複しないよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。その際、施設等への通院・通所者の在宅ケア等についても扱うこと。

〔臨床実習〕

1 目標

理学療法に必要な知識と技術を総合的に習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理学療法の見学実習

ア 医療機関の見学実習 イ その他の施設の見学実習

(2) 理学療法の臨床実習

ア 症例観察と評価実習 イ 総合臨床実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。

イ 内容の(2)については、各疾患、各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。

ウ 臨床実習に当たっては、リスク管理に留意するとともに、生徒の安全と健康管理にも十分留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。

イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、内容が重複しないよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。

〔臨床実習〕

1 目標

理学療法に必要な知識と技術を総合的に習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理学療法の見学実習

ア 医療機関の見学実習 イ その他の施設の見学実習

(2) 理学療法の臨床実習

ア 症例観察と評価実習 イ 総合臨床実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。

イ 内容の(2)については、各疾患、各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。

ウ 臨床実習に当たっては、リスク管理に留意するとともに、生徒の安全と健康管理にも十分留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮して扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、臨床に必要な症例報告の書き方や症例研究の方法などを含めて扱うこと。

[理学療法情報活用]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野

ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理学療法と情報機器の活用

ア 理学療法における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理 ウ 理学療法の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理学療法に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理学療法の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理学療法に関する各科目と関連付けて指導すること。

ア 内容の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮して扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、臨床に必要な症例報告の書き方や症例研究の方法などを含めて扱うこと。

[理学療法情報処理]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータ

ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野

ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

ア コンピュータの仕組み イ コンピュータの活用

ウ 情報通信ネットワーク

(3) 理学療法とコンピュータの活用

ア 理学療法におけるコンピュータ利用の目的と意義

イ 理学療法援助の支援システム

ウ 理学療法管理業務の支援システム エ 地域保健医療情報システム

オ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、理学療法に関する題材やデータを用いることなどにより、理学療法の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理学療法現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理学療法現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理学療法援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

[課題研究]

1 目標

理学療法に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及

すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

ウ 内容の(3)のイについては、理学療法援助を適切に行うための情報システムの活用について具体的に扱うこと。ウ及びエについては、理学療法管理業務及び地域保健医療を支援する情報システムの活用状況について理解させること。

[課題研究]

1 目標

理学療法に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)

び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 臨床実習を行うに当たっては、実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに、生徒指導に十分留意すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。
- (2) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容は、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。
- (3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (4) 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第6款 印刷

第1 目標

印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、情報化社会の一端を担う印刷技術の向上と発展

及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 臨床実習を行うに当たっては、実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに、生徒指導に十分留意すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。
- (2) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容は、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。
- (3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (4) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第7款 印刷

第1 目標

印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、情報化社会の一端を担う印刷技術の向上と発展

を図る能力と実践的な態度を育てる。

第2 各科目

[印刷概論]

1 目標

印刷の原理や沿革と応用分野に関する基礎的な知識を習得させ、印刷の文化的価値を認識させる。

2 内容

(1) 沿革

ア 印刷の歴史 イ 印刷のデジタル化

(2) 各種版式

ア 印刷の機能と方法 イ DTP

(3) 製版及び印刷の概要

ア 製版方法 イ 写真製版 ウ 校正 エ CTP

(4) 企画・編集

ア 印刷物の企画と設計 イ 原稿作成 ウ デジタルデータ

(5) 製本

ア 製本の基礎 イ 出版の実際

(6) 印刷商品

ア 印刷商品の形態と機能 イ 電子出版

(7) 印刷技術の利用

ア 産業分野での印刷

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

イ 内容の(5)については、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

を図る能力と実践的な態度を育てる。

第2 各科目

[印刷概論]

1 目標

印刷の原理や沿革と応用分野に関する基礎的な知識を習得させ、印刷の文化的価値を認識させる。

2 内容

(1) 沿革

ア 印刷の歴史 イ 印刷のデジタル化

(2) 各種版式

ア 印刷の機能と方法 イ DTP

(3) 製版及び印刷の概要

ア 製版方法 イ 写真製版 ウ 校正 エ CTP

(4) 企画・編集

ア 印刷物の企画と設計 イ 原稿作成 ウ デジタルデータ

(5) 製本

ア 製本の基礎 イ 出版の実際

(6) 印刷商品

ア 印刷商品の形態と機能 イ 電子出版

(7) 印刷技術の利用

ア 産業分野での印刷

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

イ 内容の(5)については、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代の進展とともに、情報や伝達的手段が変化していくことを理解させ、印刷の文化的な役割の担い手としての態度の育成に努めること。

イ 内容の(3)については、製版及び印刷の作業手順、コンピュータを利用した印刷物の製作等について触れること。

ウ 内容の(6)については、印刷商品の生産流通、消費などの生活環境の変化についてその概要を扱うこと。

エ 内容の(7)については、生徒の実態に応じて、特殊印刷や高品位印刷などについて触れること。

[写真製版]

1 目標

写真及びコンピュータを応用した製版及び印刷の技術に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 写真製版の概要

ア 製版カメラの機能と操作 イ モノクロ製版とカラー製版
ウ コンピュータ製版

(2) 平版製版

ア 平版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(3) 凸版製版

ア 凸版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(4) 凹版製版

ア 凹版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(5) 電子製版

ア スキャナの機能 イ 色分解と色再現

(6) その他の製版

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代の進展とともに、情報や伝達的手段が変化していくことを理解させ、印刷の文化的な役割の担い手としての態度の育成に努めること。

イ 内容の(3)については、製版及び印刷の作業手順、コンピュータを利用した印刷物の製作等について触れること。

ウ 内容の(6)については、印刷商品の生産流通、消費などの生活環境の変化についてその概要を扱うこと。

エ 内容の(7)については、生徒の実態に応じて、特殊印刷や高品位印刷などについて触れること。

[写真製版]

1 目標

写真及びコンピュータを応用した製版及び印刷の技術に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 写真製版の概要

ア 製版カメラの機能と操作 イ モノクロ製版とカラー製版
ウ コンピュータ製版

(2) 平版製版

ア 平版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(3) 凸版製版

ア 凸版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(4) 凹版製版

ア 凹版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(5) 電子製版

ア スキャナの機能 イ 色分解と色再現

(6) その他の製版

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「写真化学・光学」、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い、写真製版の基礎的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。
 イ 内容の(5)については、スキャナによる電子製版に関して、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 ア 内容の(1)については、コンピュータを活用し、イメージセッタにより製版する方法について具体的に扱うこと。
 イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、オフセット印刷における最新の技術について触れること。
 ウ 内容の(6)については、写真製版を応用した技術やCTP、DTP等の製版方法に触れること。

[印刷機械・材料]

1 目標

製版及び印刷に用いられる機械・器具及び材料等に関する基礎的な知識を習得させ、その適切な選択と使用及び保守・管理を行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 各種印刷機械の構造と分類

ア 構造と機能 イ コンピュータと印刷関連機器

(2) 製本機械、紙器加工機械及びその他の製版印刷機器類

ア 製本機械 イ 紙器加工機械 ウ 製版印刷機

エ オンデマンドプリンタ

(3) 印刷用紙

ア 製紙工程 イ 紙の種類、特性、規格

(4) 印刷用インキ類

(5) 印刷写真用材料・薬品

ア 写真感光材料 イ 現像処理材料 ウ 製版印刷材料

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「写真化学・光学」、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い、写真製版の基礎的・基本的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。
 イ 内容の(5)については、スキャナによる電子製版に関して、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 ア 内容の(1)については、コンピュータを活用し、イメージセッタにより製版する方法について具体的に扱うこと。
 イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、オフセット印刷における最新の技術について触れること。
 ウ 内容の(6)については、写真製版を応用した技術やCTP、DTP等の製版方法に触れること。

[印刷機械・材料]

1 目標

製版及び印刷に用いられる機械・器具及び材料等に関する基礎的な知識を習得させ、その適切な選択と使用及び保守・管理を行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 各種印刷機械の構造と分類

ア 構造と機能 イ コンピュータと印刷関連機器

(2) 製本機械、紙器加工機械及びその他の製版印刷機器類

ア 製本機械 イ 紙器加工機械 ウ 製版印刷機

エ オンデマンドプリンタ

(3) 印刷用紙

ア 製紙工程 イ 紙の種類、特性、規格

(4) 印刷用インキ類

(5) 印刷写真用材料・薬品

ア 写真感光材料 イ 現像処理材料 ウ 製版印刷材料

エ 磁気記録材料

(6) その他の製版印刷用材料

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
 - イ 内容の(6)については、材料相互の関連を考えさせながら、製版印刷用材料を活用する能力の育成に努めること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、各種機械・機器の扱い方、整備、保守等について具体的に扱うこと。
 - イ 内容の(3)については、紙とインキのトラブルやその対応策に触れること。
 - ウ 内容の(4)については、印刷用のインキの組成と特徴について具体的に扱うこと。
 - エ 内容の(5)については、それぞれの材料に関して、その特徴や用途を重点的に扱うこと。
 - オ 内容の(3)、(4)及び(5)については、自然及び環境保護等について触れること。

[印刷デザイン]

1 目標

グラフィックデザイン分野における図案・製図に関する基礎的な知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と感性を養う。

2 内容

- (1) 色の体系
 - ア 色の三属性
 - イ 感情効果
 - ウ 配色
 - エ 混色と知覚
- (2) フィニッシュワークの基礎
- (3) 構成の原理

エ 磁気記録材料

(6) その他の製版印刷用材料

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
 - イ 内容の(6)については、材料相互の関連を考えさせながら、製版印刷用材料を活用する能力の育成に努めること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、各種機械・機器の扱い方、整備、保守等について具体的に扱うこと。
 - イ 内容の(3)については、紙とインキのトラブルやその対応策に触れること。
 - ウ 内容の(4)については、印刷用のインキの組成と特徴について具体的に扱うこと。
 - エ 内容の(5)については、それぞれの材料に関して、その特徴や用途を重点的に扱うこと。

[印刷デザイン]

1 目標

グラフィックデザイン分野における図案・製図に関する基礎的な知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と感性を養う。

2 内容

- (1) 色の体系
 - ア 色の三属性
 - イ 感情効果
 - ウ 配色
 - エ 混色と知覚
- (2) フィニッシュワークの基礎
- (3) 構成の原理

- ア ハーモニー イ バランス ウ リズム
(4) レタリング
ア 書体の役割 イ 文字の基本と書き方 ウ バランス
(5) ポスター
ア 伝達の内容 イ 造形的な表現
(6) コンピュータによる画像構成
ア コンピュータグラフィックスの意義と技法

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、特に生徒の感性を養い、芸術性を考慮した表現ができるよう留意すること。
イ 内容の(1)及び(2)については、実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
ウ 内容の(3)については、平面構成を中心に、デザイン制作に役立つよう指導すること。
エ 内容の(4)から(6)までについては、具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、ポスターカラー、カラーインキ、色紙など多様な種類の材料の使用に留意すること。
イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、製図機器が適切に使用できるようにすること。
ウ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、レタリングの活用の実際についても触れること。

[写真化学・光学]

1 目標

一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

- ア ハーモニー イ バランス ウ リズム
(4) レタリング
ア 書体の役割 イ 文字の基本と書き方 ウ バランス
(5) ポスター
ア 伝達の内容 イ 造形的な表現
(6) コンピュータによる画像構成
ア コンピュータグラフィックスの意義と技法

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、特に生徒の感性を養い、芸術性を考慮した表現ができるよう留意すること。
イ 内容の(1)及び(2)については、実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
ウ 内容の(3)については、平面構成を中心に、デザイン制作に役立つよう指導すること。
エ 内容の(4)から(6)までについては、具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、ポスターカラー、カラーインキ、色紙など多様な種類の材料の使用に留意すること。
イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、製図機器が適切に使用できるようにすること。
ウ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、レタリングの活用の実際についても触れること。

[写真化学・光学]

1 目標

一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 光及び色彩

ア 光学的な理論と実験 イ 色彩理論

(2) カメラ原理

ア カメラの構造 イ カメラの選択と使用, 管理

(3) 一般写真用感光材料

ア 各種感光物質 イ 光化学反応

(4) 現像処理

ア 各種薬品の性質と使用法 イ 現像液の調合

(5) 製版用光源

ア 特性 イ 使用と管理

(6) 製版カメラ

ア 構造と特性 イ 操作と管理

(7) 製版用感光材料

ア 特性 イ 使用と管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習、観察等を通して、一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識や技術が習得されるよう留意すること。

イ 内容の(3)については、カラー写真に関して、「写真製版」と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(5)及び(7)については、各種製版用光源の特性と使用感光材料の性質とを関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(3)については、各種感光物質の組成や光化学反応の理論等の概要を扱うこと。

イ 内容の(6)については、内容の(2)との関連を図り、製版カメラの構造、特性等を重点的に扱うこと。

2 内容

(1) 光及び色彩

ア 光学的な理論と実験 イ 色彩理論

(2) カメラ原理

ア カメラの構造 イ カメラの選択と使用, 管理

(3) 一般写真用感光材料

ア 各種感光物質 イ 光化学反応

(4) 現像処理

ア 各種薬品の性質と使用法 イ 現像液の調合

(5) 製版用光源

ア 特性 イ 使用と管理

(6) 製版カメラ

ア 構造と特性 イ 操作と管理

(7) 製版用感光材料

ア 特性 イ 使用と管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習、観察等を通して、一般写真の化学及び光学に関する基礎的・基本的な知識や技術が習得されるよう留意すること。

イ 内容の(3)については、カラー写真に関して、「写真製版」と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(5)及び(7)については、各種製版用光源の特性と使用感光材料の性質とを関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(3)については、各種感光物質の組成や光化学反応の理論等の概要を扱うこと。

イ 内容の(6)については、内容の(2)との関連を図り、製版カメラの構造、特性等を重点的に扱うこと。

[文書処理・管理]

1 目標

文書処理・管理に関する知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 各種文書

ア 種類と形態

(2) 文書構成

ア 構成要素の配置 イ 文書作成の要領

(3) コンピュータの活用

ア コンピュータの機能 イ 応用文書の作成

(4) 機器の管理

ア 使用機器の管理 イ 周辺装置の管理

(5) 文書の整理と保管

ア 文書情報の活用 イ 機密保持

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、コンピュータの操作に習熟するとともに、文書の作成や管理についての実践的な態度の育成や能力の向上に留意すること。

イ 内容の(1)から(3)までについては、相互に関連付けながら指導し、コンピュータを使用して、適切に文書が作成できるようにすること。

ウ 内容の(5)については、情報の活用や整理方法及び機密保持などの観点から、文書管理の意義が理解できるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(5)については、文書ファイリングの必要性と方法、各種記憶媒体による文書管理や文書交換の概要を扱うこと。

[文書処理・管理]

1 目標

文書処理・管理に関する知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 各種文書

ア 種類と形態

(2) 文書構成

ア 構成要素の配置 イ 文書作成の要領

(3) ワードプロセッサ等の機能と活用

ア ワードプロセッサの構造と機能 イ 応用文書の作成

(4) 機器の管理

ア 使用機器の管理 イ 周辺装置の管理

(5) 文書の整理と保管

ア 文書情報の活用 イ 機密保持

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、ワードプロセッサ等の操作に習熟するとともに、文書の作成や管理についての実践的な態度の育成や能力の向上に留意すること。

イ 内容の(1)から(3)までについては、相互に関連付けながら指導し、ワードプロセッサ等を使用して、適切に文書が作成できるようにすること。

ウ 内容の(5)については、情報の活用や整理方法及び機密保持などの観点から、文書管理の意義が理解できるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(5)については、文書ファイリングの必要性と方法、各種記憶媒体による文書管理や文書交換の概要を扱うこと。

[印刷情報技術基礎]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会と情報機器

ア 情報社会 イ 情報機器の活用分野

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ア 情報機器の仕組み イ プログラミング ウ 情報機器の活用
エ 情報通信ネットワークの仕組み

(4) 印刷と情報機器の活用

ア 印刷における情報機器の活用の目的と意義
イ 印刷における情報機器の活用の実際 ウ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、情報機器を印刷に応用するための基礎的な知識と技術の習得を図ること。また、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 印刷に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、印刷の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の印刷に関する各科目と関連付けて指導すること。

ウ 内容の(4)については、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の

[印刷情報技術基礎]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータ

ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野
ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

ア コンピュータの仕組み イ プログラミング
ウ コンピュータの活用 エ 情報通信ネットワーク

(3) 印刷とコンピュータの活用

ア 印刷におけるコンピュータ利用の目的と意義
イ 印刷におけるコンピュータ活用の実際 ウ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、コンピュータを印刷に応用するための基礎的・基本的な知識と技術の習得を図ること。また、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、印刷に関する題材やデータを用いることなどにより、印刷との関連を考慮した指導を行うよう留意すること。

ウ 内容の(3)については、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュー

意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)のイについては、基本的な各種プログラム言語の機能とその利用方法について扱うこと。ウについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

エ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、印刷に関する分野における最新の情報機器の活用についても触れること。

[画像技術]

1 目標

コンピュータを利用した画像技術に関する知識と技術を習得させ、印刷の技術革新に対応できる能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 画像技術の基礎

ア 文字と画像 イ 2進法 ウ 加法混色、減法混色

(2) 画像の記憶と再現

ア 文字や画像と電気信号 イ ビットの意味

(3) コンピュータによる画像処理

ア 文字や図形の処理 イ スキャナの原理

(4) 画像の伝送

ア 画像伝送の原理 イ 伝送法

ウ 圧縮技術とインフラストラクチャー

タの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについて扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、基本的な各種プログラム言語の機能とその利用方法について扱うこと。ウについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

ウ 内容の(3)については、生徒の実態に応じて、印刷に関する分野における最新のコンピュータ活用についても触れること。

[画像技術]

1 目標

コンピュータを利用した画像技術に関する知識と技術を習得させ、印刷の技術革新に対応できる能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 画像技術の基礎

ア 文字と画像 イ 2進法 ウ 加法混色、減法混色

(2) 画像の記憶と再現

ア 文字や画像と電気信号 イ ビットの意味

(3) コンピュータによる画像処理

ア 文字や図形の処理 イ スキャナの原理

(4) 画像の伝送

ア 画像伝送の原理 イ 伝送法

ウ 圧縮技術とインフラストラクチャー

(5) 印刷における画像技術

- ア 文字と画像の処理システム イ トータルスキャナシステム
ウ 入力機器と出力機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「印刷機械・材料」、「印刷情報技術基礎」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的な知識と技術を習得させること。また、産業現場の見学や実習等指導方法の工夫に努めること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識、技術、印刷における画像処理に必要な加法混色、減法混色の概要について扱うこと。
イ 内容の(3)については、各種機器を活用したコンピュータにおける画像表現の概要について扱うこと。
ウ 内容の(4)については、ファクシミリ等のアナログ伝送の原理、データのデジタル伝送の原理等、画像伝送の基礎的な内容を扱うこと。
エ 内容の(5)については、生徒の実態に応じて、DTP等の文字と画像の処理システムについて扱うこと。

[印刷総合実習]

1 目標

印刷に関する知識と技術を総合的に習得させ、これを実際の印刷において活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 組版実習

- ア 文字組版実習 イ 電子組版実習 ウ 作図作業実習

(2) 製版実習

- ア 平版実習 イ 写真製版実習 ウ 刷版製版実習

(5) 印刷における画像技術

- ア 文字と画像の処理システム イ トータルスキャナシステム
ウ 入力機器と出力機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「印刷機械・材料」、「印刷情報技術基礎」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。また、産業現場の見学や実習等指導方法の工夫に努めること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識、技術、印刷における画像処理に必要な加法混色、減法混色の概要について扱うこと。
イ 内容の(3)については、各種機器を活用したコンピュータにおける画像表現の概要について扱うこと。
ウ 内容の(4)については、ファクシミリ等のアナログ伝送の原理、データのデジタル伝送の原理等、画像伝送の基礎的事項を扱うこと。
エ 内容の(5)については、生徒の実態に応じて、DTP等の文字と画像の処理システムについて扱うこと。

[印刷総合実習]

1 目標

印刷に関する知識と技術を総合的に習得させ、これを実際の印刷において活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 組版実習

- ア 文字組版実習 イ 電子組版実習 ウ 作図作業実習

(2) 製版実習

- ア 平版実習 イ 写真製版実習 ウ 刷版製版実習

(3) 印刷実習

- ア オフセット印刷実習 イ 凸版印刷実習
ウ グラビア印刷実習 エ 孔版印刷実習 オ 特殊印刷実習

(4) 文書処理実習

(5) 情報技術実習

- ア プログラミング実習 イ 制御、通信に関する実習
ウ 印刷の応用に関する実習

(6) 画像技術実習

- ア カラースキャナに関する実習 イ 色再現に関する実習

(7) その他印刷に関する実習

- ア 製本や加工に関する実習
イ コンピュータによる製版印刷に関する実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、他の印刷に関する科目との関連を図り、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、写真製版やコンピュータによる製版に重点を置いて行うこと。

イ 内容の(3)については、平版印刷のうちオフセット印刷を中心に行うこと。

ウ 内容の(4)については、文書の作成、受信、発信、整理、保管等文書処理に関する課題を設定した実習を中心に行うこと。

エ 内容の(6)については、電子的に色分解する技術と知識を養うとともに、適切なカラー原稿の見方や各種色再現について扱うこと。

【課題研究】

1 目標

印刷に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な

(3) 印刷実習

- ア オフセット印刷実習 イ 凸版印刷実習
ウ グラビア印刷実習 エ 孔版印刷実習 オ 特殊印刷実習

(4) 文書処理実習

(5) 情報技術実習

- ア プログラミング実習 イ 制御、通信に関する実習
ウ 印刷の応用に関する実習

(6) 画像技術実習

- ア カラースキャナに関する実習 イ 色再現に関する実習

(7) その他印刷に関する実習

- ア 製本や加工に関する実習
イ コンピュータによる製版印刷に関する実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、他の印刷に関する科目との関連を図り、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、写真製版やコンピュータによる製版に重点を置いて行うこと。

イ 内容の(3)については、平版印刷のうちオフセット印刷を中心に行うこと。

ウ 内容の(4)については、文書の作成、受信、発信、整理、保管等文書処理に関する課題を設定した実習を中心に行うこと。

エ 内容の(6)については、電子的に色分解する技術と知識を養うとともに、適切なカラー原稿の見方や各種色再現について扱うこと。

【課題研究】

1 目標

印刷に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な

知識と技術の深化，総合化を図るとともに，問題解決の能力や自発的，創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，実際の，具体的に理解させるようにすること。
- (2) 指導に当たっては，職業人としての心構えや倫理観の育成に留意すること。
- (3) 「課題研究」については，年間指導計画に定めるところに従い，必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の内容については，技術革新の進展に対応し，新技術を導入することが大切であるが，生徒の実態に応じて，適切な指導内容の精選に努め

知識と技術の深化，総合化を図るとともに，問題解決の能力や自発的，創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，実際の，具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「課題研究」については，年間指導計画に定めるところに従い，必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (3) 地域や産業界との連携を図り，就業体験を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の内容については，技術革新の進展に対応し，新技術を導入することが大切であるが，必要以上に高度なものを取り扱うことは避けるとと

ること。

- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第7款 理容・美容

第1 目標

理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、理容・美容を通して、公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[理容・美容関係法規]

1 目標

理容・美容に関する法規及び制度について理解させ、理容・美容業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衛生行政

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 保健所の組織と活動

(2) 理容師法及び美容師法

もに、生徒の実態に応じた指導内容の精選に努めること。

- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

- (3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

- 3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第8款 理容・美容

第1 目標

理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、理容・美容を通して、公衆衛生の向上に寄与する力と態度を育てる。

第2 各科目

[理容・美容関係法規]

1 目標

理容・美容に関する法規及び制度について理解させ、理容・美容業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衛生行政

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 保健所の組織と活動

(2) 理容師法及び美容師法

ア 沿革と目的 イ 理容師及び美容師の資格

ウ 理容所及び美容所の開設 エ 罰則規定

(3) 関係法規

ア 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

イ 消費者保護関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、理容所や美容所、保健所の見学等を通して、理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、衛生行政の組織のうち、特に、理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容の業務との関連を図り、関係法規の概要について扱うこと。

[衛生管理]

1 目標

環境衛生の意義と目的について理解させるとともに、感染症の予防、消毒法に関する知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 公衆衛生概説

ア 公衆衛生の意義と歴史 イ 保健所と理容・美容業

(2) 環境衛生

ア 環境衛生概論 イ 環境衛生各論

ウ 理容所及び美容所における環境衛生

ア 沿革と目的 イ 理容師及び美容師の資格

ウ 理容所及び美容所の開設 エ 罰則規定

(3) 関係法規

ア 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

イ 消費者保護関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、理容所や美容所、保健所の見学等を通して、理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、衛生行政の組織のうち、特に、理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容の業務との関連を図り、関係法規の概要について扱うこと。

[衛生管理]

1 目標

環境衛生の意義と目的について理解させるとともに、感染症の予防、消毒法に関する知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 公衆衛生概説

ア 公衆衛生の意義と歴史 イ 保健所と理容・美容業

(2) 環境衛生

ア 環境衛生概論 イ 環境衛生各論

ウ 理容所及び美容所における環境衛生